

公益財団法人かわさき市民しきん 選考委員会設置要項

(目的及び設置)

第1条 この要項は、公益財団法人かわさき市民しきん（以下、当財団という）で行う助成事業の選考を厳正かつ公平に行うため、当財団内に選考委員会を設置することについて必要な事項を定める。

(担当事務)

第2条 選考委員会は次に掲げる事項を処理する。

- (1) 当財団が行う助成事業の選考の実施に関する事
- (2) 助成事業の実施結果の評価に関する事
- (3) その他必要な事項に関する事

(構成)

第3条 選考委員会の委員は、当財団理事・評議員、学識経験者等の中から、当財団理事会が選任する者により、3名以上5名以内をもって構成する。ただし、当財団の理事・評議員その他役員である委員は委員数の3分の1を超えないものとする。

2 当財団の「あとおし」「いしずえ」に応募しようとする団体の役員等である者は、選考委員会の委員には就任できない。

(組織)

第4条 選考委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長及び副委員長は委員の互選で定める。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員長は選考委員会を代表し、委員会の議長を行い、事務を総括する。

2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

(任期)

第6条 委員の任期は2年間とする。ただし、委員に欠員が生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任することができる。

(利害関係者の議事からの除外)

第7条 委員は、第2条各号に掲げる事項に関し、自己及び自己の3親等以内の親族並びに自己が役員等を務める団体の利害に関係のある議事に加わることができない。

2 前項により議事に加わることができない委員が発生した場合の会議の議決は、該当委員を除く委員の過半数の賛成により決する。

(会議)

第8条 選考委員会は、必要に応じて当財団代表理事が招集する。

2 選考委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(議事)

第9条 選考委員会の議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長が決する。

(庶務)

第10条 選考委員会の庶務は、当財団理事会において処理する。

(改廃)

第11条 この要項の改廃は、当財団の理事会の決議を経て行うものとする。

(その他)

第12条 この要項に定めるものの他、選考委員会の運営等に関して必要な事項は委員長が定める。

附 則

この要綱は、2015（平成27）年 9月2日から施行する。

この要綱は、2016（平成28）年 4月5日から施行する。

この要項は、2018（平成30）年 4月1日から施行する。